

法教育

法教育
センターニュース

No. 24

2018年3月16日
第24号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長 糸井 淳一



法律家の常識は、 市民の非常識？

「覚せい剤所持の被告に無罪！令状なしで捜索」

警察官が令状が出る前に持ち物を捜索したところ、覚せい剤が見つかり、現行犯逮捕されたが、裁判では、捜査方法が違法であるとして、無罪判決が言い渡されたという記事の見出しです。

皆さんはこの結論をどう思うでしょうか。「覚せい剤を所持していたことが分かっているのに、無罪になってしまうのはおかしい！」「こんなことでは治安が維持できないではないか。」学校への出前授業や教員向け研修会などで、生徒や教員からこのような感想や意見が出ることは少なくありません。一方、法律家であれば、「違法収集証拠排除法則があるから、覚せい剤は証拠として使えなくなって、証拠不十分で覚せい剤所持が無罪となるのもやむを得ないよね。」となるところです。

これは法教育で扱う「手続的正義」という話であり、市民の感覚と法律家の常識がズレることが多いところでは。

「法教育」とは、法律専門家でない人々を対象に、法（形成）過程、法制度、これらを基礎付ける基本原則と価値に関する知識と技術を身につけさせる教育とされています。したがって、法教育においては、細かい知識を伝えることが目的ではなく、その背後にある基本原則や価値を理解してもらうことが重要であると考えています。

冒頭の例で示した手続的正義は、この基本原則にあたるものです。学校への出前授業や教員向けの研修会では、手続的正義というのは、情報を集めたり、それによって決定するときの手続の公正さのことであり、警察や法廷だけでなく、日常生活、家庭、学校でも重要であると説明しています。なぜ、手続的正義が必要なのでしょう。それは、情報を集める際に、プライバシー、自由、個人の尊厳といった重要な権利と対立することがあるからです。

このような基本原則と価値の説明をした上で、冒頭の例のように違法薬物を所持していたことが明らかの場合でも無罪放免とすることが、社会にとって良いことなのか、悪いことなのかを考えてもらうことが重要であると思っています。

手続的正義は日常生活や家庭でも重要であると書きました。法律家の皆さんは、法廷だけでなく、日常生活や家庭でも手続的正義を実践できていますか。子どものことが心配で、ついつい無断で、子どもの部屋に入ったり、子どものスマホや日記を見たくなくなったりすることはありませんか。そんなときは、手続的正義の話思い出して下さい。

平成29年度

法に関する作文コンクール

平成30年2月4日、開港記念会館で開催された神奈川県弁護士会主催「人権シンポ i n かながわ2018」において、平成29年度法に関する作文コンクールの表彰式が行われました。

法に関する作文コンクールは、神奈川県内に在住または県内の中学校高等学校に通う中学生高校生を対象に、普段考えることの少ない「法」について考える機会を持ってもらう目的で、平成23年度から実施しており、今年度で7回目の実施となります。

今年度は「100年後の未来と法」をテーマとして、以下の出題文を提示して、作文を書いてもらいました。

「100年後の未来、私たちの世界はどのように変わっているのでしょうか？」

100年後の未来の世界を想像してみてください。

そして、その世界ではどのような法（ルール）が必要か、あなたの考えを述べて下さい。」

これは、作文を書くにあたって何も参考にするものがないなかで、子どもたちに柔軟な発想で作文を書いてもらおうという趣旨で出題されたものです。

今年度は中学生高校生合わせて207通の応募があり、当会会長を選考委員長とする選考委員会による選考の結果、中学生の部では最優秀賞を1通、優秀賞を2通選出しました。高校生の部では受賞作品なしとなりました。

中学生の部で最優秀賞に選出された作品は「人類がAIの上に立ち続けるためには」と題する作品です。

AIが発達している100年後の世界を想定して、人類がAIを支配するための法について検討しています。AIの開発を制限すること、AIが人間の仕事を奪わないようにすること、AIの軍事利用を禁止すること、これらについて法が必要であるとして、その必要性を論じています。

優秀賞に選出された1つ目の作品は「人間と機械の



共存と法」と題する作品です。

100年後にはロボットや機械、人工知能が発達することを予測し、その発達によって生じる問題についての法規制を検討しています。人工知能の使用範囲を制限すること、トラブルがあったときの責任の所在を定める必要性を論じています。

優秀賞に選出された2つ目の作品は「海上で生活する」と題する作品です。

100年後の未来は地球温暖化が深刻化して多くの陸地が水没してしまうことを想定し、必要となる法について検討しています。海水の淡水化や漁業、人工島についてのルール作りの必要性を論じています。人工知能を題材とした作品が多いなかで、目を引く作品でした。

選考委員からは、受賞を逃した作品を含めた全体の印象として、未来について暗い想像をしている作品が多いとの感想がありました。

今はまだ姿を現していない新しい技術を想像して、人々のためになる使い方のルールを考えるとというような作品があってもよかったのかもしれませんが。

なお、最優秀賞の受賞者には図書カード2万円分、優秀賞の受賞者には図書カード5千円分が贈呈されました。

(法教育委員会委員 長谷川康)

生徒がもう一步踏み込める 模擬裁判授業に向けて

弁護士A 平成29年10月に、横浜国立大学附属横浜中学校において模擬裁判授業を実施しました。

①事前に、弁護士抜きで模擬裁判劇を実施のうえ、②1回目の授業で弁護士から刑事手続の概要説明及び事実の整理の観点の説明、「トゥールミンモデル」を用いた論拠の示し方（「事実」→「主張」を支えるものとして「論拠」を意識することを提示）等を説明し、③生徒たちによる協議、発表準備を経て、④2回目の授業で生徒たちが作成した論告・弁論の発表、弁護士のコメント、との流れで実施しました。

担当教員 今回は社会科の授業として実施しました。新学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の一環として、実社会とつなぐ学習を意識し、かつ「多面的・多角的に考察する力」「複数の立場や意見を踏まえて選択・判断する力」を実践する方法として、今回の方式での授業をお願いしました。

弁護士B 弁護士から見ても、従来型の模擬裁判授業（裁判劇→評議→口頭発表）では、どこまで議論や考え方を深めることができたか、という消化不良感が生じることもありました。その意味では、従来型と比較してもう一步踏み込んで理解・考え方を深め、かつクラス全体で実施しうる方法を実践できたのは大変よい機会でした。

弁護士C 実際にやってみてとても楽しい出前授業でした。正直、中学生でここまでできるとは、という印象です。各自、記録をしっかり読んで議論して、経験に照らして説得的に発表しようと考えたことが見てとれました。

弁護士B 中学生ということもあって、論告・弁論に意見を集約しきれなかったのかなという部分もありました。ただし、作成してもらったワークシートを見る限り、個々人でみると、事実の捉え方や論理の立て方をよく理解していることが伝わってきました。

1回目の授業で、「事実→主張をつなげるには論拠が必要。論拠は、日常的な経験則等を使って、自分だけでなく他人も納得できるものでなければいけない」ということを身近な事例を使うなどして伝えました。そうした説明を受け止めてくれていたこと、また、発表準備の過程で、人の意見に触れたり真剣に考えたりして理解が深まったのかなと思います。

弁護士A あと1コマあれば、発表でいろいろな意見に触れたうえで、各人の考えの背景や、他の班と違った理由等を確認でき、より理解は深まるのではないかと。

担当教員 今回感じたのは、「社会科」として実施する意義を意識することが必要という点です。発表能力やディベートの技術の向上を意識しすぎると社会科としての意識が薄れてしまいますからね。あくまでも、模擬裁判を通じて、「社会的事象の見方・考え方」を生徒に自覚してもらおう、ということ意識する必要があります。

生徒から、「弁護士の先生から、『事実は見方によって違う』ということを教わった。一見、意見が対立しているように感じても、よく考えると、一つの物事に対する見方や評価の仕方が違うだけだという場合もある。『自分が絶対に正しいから相手は間違っている』という考え方ではなく、『自分も相手もどちらも正しいかもしれない』と考えると、解決への道筋が立つことを理解した。」という感想が出たのも一つの成果だと思います。

弁護士C 腰を据えて論告・弁論作成までやる方式は、理解を深める意義があると思います。また、学校毎の事情はあるにせよ、中学生でもこれだけのものができました。授業日数や難易度を調整して、他校でも実施可能なようにアレンジしていきたいですね。

（法教育委員会委員 土井川哲也）

法教育ブックレビュー

小学校のための
法教育12教材

一人ひとりを大切にする子どもを育む



編著

日本弁護士連合会市民のための
法教育委員会

出版社 東洋館出版社

発行 2017年8月

日本弁護士連合会市民のための
法教育委員会の委員が、苦勞

に苦勞を重ねて出版した一冊です。

アメリカの法教育プログラムをモデルにして、「契約の基礎」「ルールの必要性」「リーダーの選び方」「立憲主義」「配分的正義」「三角ロジック」など12の教材が掲載されています。

法教育の基本的な考え方や実践例を手に入れることができるので、これから法教育に関わろうとする教育関係者・法律家にお勧めです。教材には、ワークシートや進行案、授業のポイントを書いた弁護士の解説が含まれていますので、本書をそのまま活用して手軽に法教育授業を実践することができます。

また、伝えるべき概念の根本や背景を弁護士がしっかり解説していますので、ある程度の経験がある方であれば「なぜこの概念が法教育で必要なのか」「授業の本質がどこにあって、どこに力点を置けばよいのか」を発見できるでしょう。しかも、各教材の体系的な位置づけや相互の関係性がしっかり示されていますので、「自分なりの授業を行うためには、どのような工夫・改善をすればよいのか」といった問いにも答えが見つ

かるようにできています。

神奈川県弁護士会が作成した教材ではありませんが、本書の教材を用いて授業を行いたいとのご要望がありましたら、法教育センターの出前授業講師派遣プログラムを利用することもできます。また、授業作りでお悩みの点にもお答えすることができるでしょう。

お勧めの一冊です。是非一度、手にとってご覧ください。
(法教育委員会委員 入坂 剛太)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問い合わせは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<http://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!



早いもので、センターニュース創刊から12年、千支が一回りする時間が流れました。

千支がもう一回りするころ、法教育やセンターニュースはどうなっているか、自分はどうなっているか、そんなことを考える今日この頃です。

(河野隆行)



編集委員
Law-Related Education

細貝 嘉満 (デスク)	青木 康郎	
田丸 明子	河野 隆行	服部 知之
村上 貴久	押田 美緒	大木秀一郎
松浦ひとみ	伊藤 真哉	